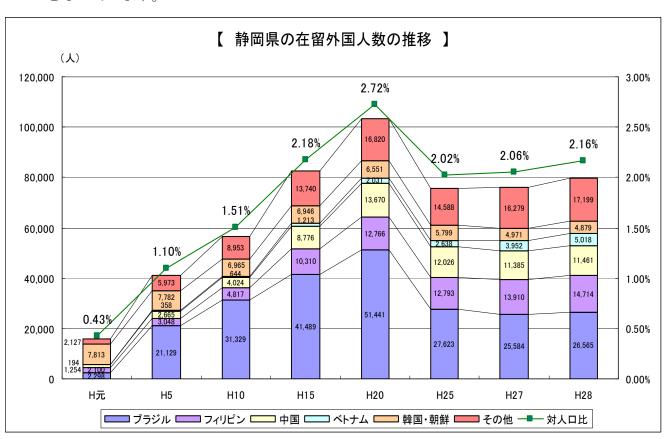
1 静岡県の在留外国人等の状況(国籍、在留資格、年齢、市町別等)

(1) 国籍(出身地) 別の状況

静岡県内の外国人住民数は、1990(平成2)年6月の「出入国管理及び難民認定法」* 改正法施行以降、ブラジル人などを中心に増加を続け、2008(平成20)年12月末には103,279 人となりました。しかしその後は、2008(平成20)年秋からの世界的な経済危機や2011(平成23)年の東日本大震災の影響により外国人住民数は減少の一途をたどり、2014(平成26)年12月末には、75,115人まで落ち込みました。近年は徐々に回復傾向にあり、2016(平成28)年12月末には79,836人となっています。

外国人住民の中で最も多数を占めているのはブラジル人で、1990(平成2)年12月に韓国・朝鮮を上回って以降、第1位となっています。また、2013(平成25)年には、フィリピンが中国を上回って国籍別人数で第2位となり、年々増加傾向にあります。

2016 (平成 28) 年 12 月末現在、県内外国人住民の国籍(出身地)数は、124 か国(無国籍を除く)で、多い順に、ブラジル(26,565 人、33.3%)、フィリピン(14,714 人、18.4%)、中国(11,461 人、14.4%)、ベトナム(5,018 人、6.3%)、韓国(4,879 人 6.1%)となっています。



(資料) 外国人数:法務省「在留外国人統計」、「出入国管理統計年報」各年12月末 総人口:総務省統計局「推計人口 長期時系列データ (補間補正人口)」(平成元年~平成27年)、「推計人口」(平成28年)各年10月末

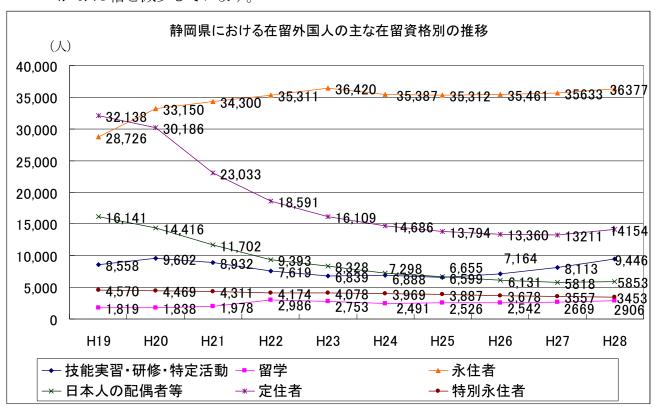
※ 外国人数については平成20年までは登録外国人数、平成25年以降は在留外国人数となっている。

※ 「韓国・朝鮮」については、平成27年以降「韓国」のみの数値。

(2) 在留資格(在留目的) 別の状況

県内の外国人住民について在留資格*(在留目的)別に見ると、人数の多い順に「永住者」*(36,377人、45.6%)、「定住者」(14,154人、17.7%)、「技能実習*・研修*・特定活動*」(9,446人、11.8%)となっています。

これらを 2007 (平成 19) 年末の数値と比較すると「留学」*が 1.60 倍、「永住者」* が 1.27 倍、「技能実習*・研修*・特定活動*」が 1.10 倍と増加傾向にあることが分かります。一方で「日本人の配偶者等」*が 0.36 倍、「定住者」*が 0.44 倍、「特別永住者」*が 0.76 倍と減少しています。



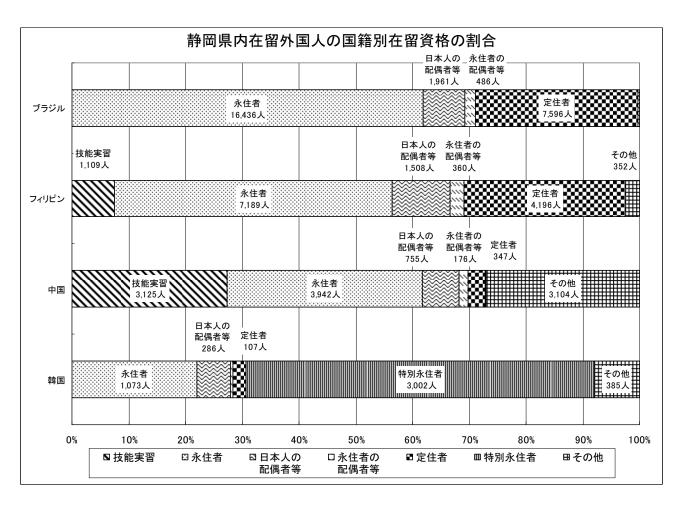
出典: 法務省「在留外国人統計 各年 12 月末」

(3) 国籍(出身地)別/在留資格(在留目的)別の状況

在留資格*(在留目的)についてさらに詳細に国籍(出身地)別に見ると、県内外国人住民の中で最も多数を占めるブラジルは、「永住者」*(16,436 人、61.9%)と「定住者」*(7,596 人、28.6%)と「日本人の配偶者等」*(1,961 人、7.4%)と「永住者の配偶者等」*(486 人、1.8%)の4つの在留資格で、99.7%を占めています。

フィリピンについても、「永住者」* (7,189 人、48.9%)と「定住者」* (4,196 人、28.5%)と「日本人の配偶者等」* (1,508 人、10.2%)と「永住者の配偶者等」* (360 人、2.4%)でおよそ 9割(13,253 人、90.1%)を占めるなどブラジルと同じような傾向が見られます。

県内第3位の中国は、多くの在留資格*(在留目的)で在留していますが、「永住者」*(3,942人、34.4%)が3割を超えて最も多く、次いで「技能実習」*(3,125人、27.3%)となります。

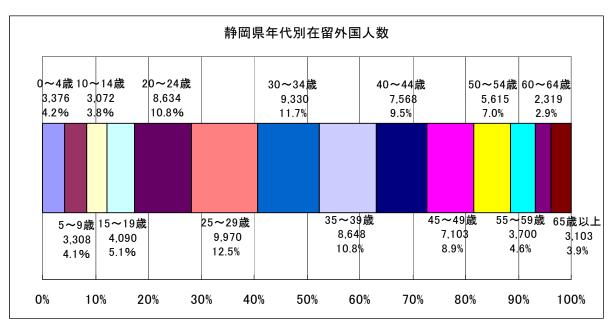


(資料) 法務省「在留外国人統計 平成 28 年 12 月末」

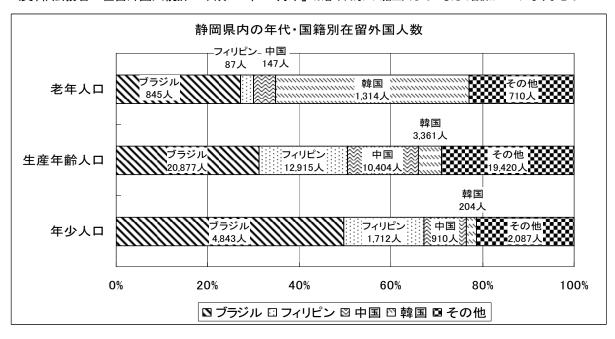
(4)年齢別の状況

静岡県の外国人住民を年齢別に見ると、15~64歳の生産年齢人口が66,977人と最も 多く、8割以上(83.9%)を占めています。次いで、0~14歳の年少人口(9,756人、 12.2%)、65歳以上の老年人口(3,103人、3.9%)となっています。

これをさらに国籍別に見ると、年少人口についてはブラジル (4,843 人、49.6%) が、5割近く占めています。また生産年齢人口では、ブラジル (20,877 人、31.2%) に加え、フィリピン (12,915 人、19.3%) の割合が高く、2つの国籍を合わせると半数を超えます。老年人口では韓国 (1,314 人、42.3%) が最も多く、4割を占めています。



(資料) 法務省「在留外国人統計 平成 28 年 12 月末」※各年代毎に四捨五入しているため合計が 100 になりません



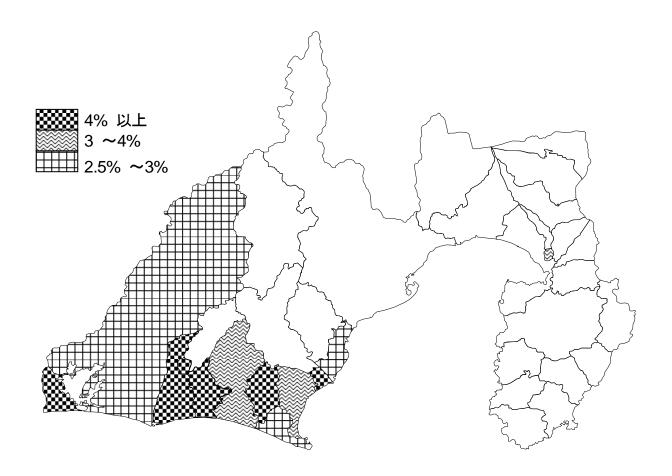
(資料) 法務省「在留外国人統計 平成 28 年 12 月末」

(5) 市町の状況

県内外国人住民数を市町別に見ると、浜松市が22,815人と県内外国人住民数(住民基本台帳上の数字、82,675人)の4分の1以上(27.6%)を占め、次いで静岡市(9,077人)、磐田市(7,180人)の順となっています。

また日本人を含めた各市町総人口における外国人比率が高い市町は、菊川市 (6.12%)、湖西市 (4.69%)、袋井市 (4.44%) と、西部地域に多くあります。

県内において総人口に占める外国人比率の高い市町・地域



出典:静岡県地域外交局多文化共生課「外国人住民基本台帳人口調査(平成29年12月末)」

市町別外国人人口と総人口における外国人比率 ※パイライトは比率上位10市町

	市町村名	町別外国人人口と総人口(外国人人口	日本人及び外国人人口	比率(%)
1	浜松市	22,815	807, 013	2. 83
2	静岡市	9,077	706, 287	1. 29
3	磐田市	7,180	170, 234	4. 22
4	富士市	5,114	254, 867	2. 01
5	掛川市	3,964	117, 835	3. 36
6	袋井市	3,903	87, 908	4. 44
7	沼津市	3,853	197, 349	1. 95
8	焼津市	3,769	140, 516	2. 68
9	菊川市	2,936	47, 970	6. 12
10	湖西市	2,816	60, 089	4. 69
11	御殿場市	2,063	89, 073	2. 32
12	富士宮市	2,035	133, 641	1. 52
13	藤枝市	1,560	146, 173	1. 07
14	牧之原市	1,517	46, 313	3. 28
15	吉田町	1,286	29, 689	4. 33
16	三島市	1,272	110, 977	1. 15
17	島田市	1,145	99, 247	1. 15
18	清水町	1,129	32, 607	3. 46
19	御前崎市	983	33, 192	2. 96
20	裾野市	841	52, 484	1. 60
21	伊豆の国市	535	49, 208	1. 09
22	伊東市	503	69, 990	0. 72
23	熱海市	445	37, 510	1. 19
24	長泉町	354	43, 236	0. 82
25	函南町	326	38, 042	0. 86
26	森町	290	18, 544	1. 56
27	伊豆市	228	31, 411	0. 73
28	下田市	188	22, 192	0. 85
29	小山町	156	18, 922	0. 82
30	東伊豆町	114	12, 518	0. 91
31	西伊豆町	88	8, 160	1. 08
32	川根本町	86	7, 062	1. 22
33	河津町	42	7, 410	0. 57
34	南伊豆町	35	8, 518	0. 41
35	松崎町	27	6, 836	0. 39
	市部計	80, 741	3, 520, 172	2. 29
	郡部計	1, 934	222, 851	0. 87
	合 計	82, 675	3, 743, 023	2. 21

※ 出典:静岡県地域外交局多文化共生課外国人住民基本台帳人口調査(平成29年12月末)

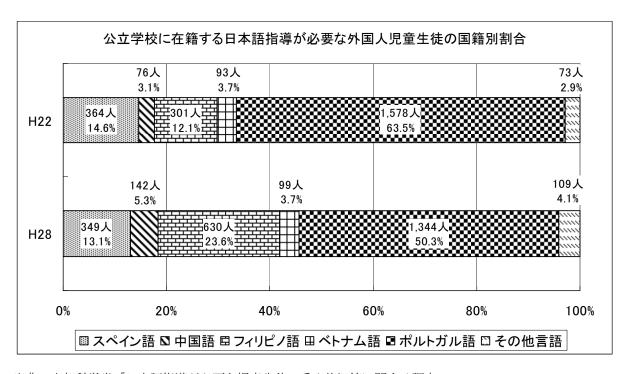
(6) 日本語指導が必要な外国人児童生徒数

静岡県内の公立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数は、2010 (平成22)年の調査以降2,500人以下の状態が続いてきましたが、2016 (平成28)年の調査では8年ぶりに2,500人を超えました。(2008 (平成20)年以降は隔年調査。)

これらの児童生徒について、言語別に見るとポルトガル語の児童生徒が最も多いですが、2010 (平成22) 年に比べ全体に占める割合は低下し、フィリピノ語などの言語を母語とする児童生徒の比率が高まっています。

公立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数 単位:(人)





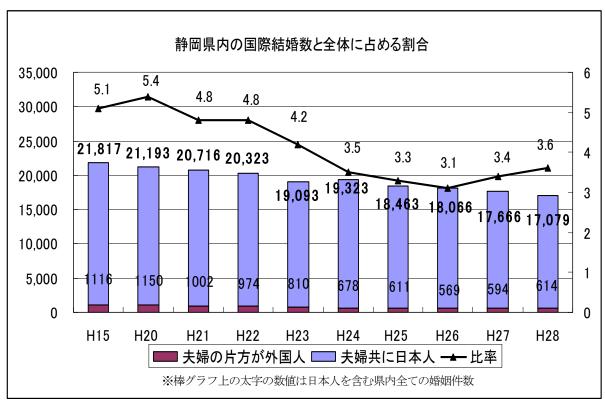
出典: 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

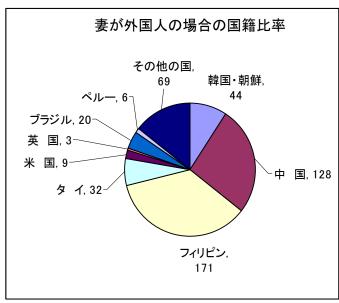
※各国籍毎に四捨五入しているため合計が100になりません

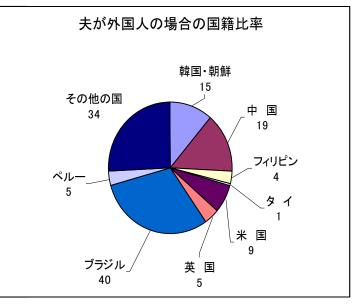
(7) 国際結婚の状況

県内の国際結婚の数は 2008 (平成 20) 年以降、減少傾向にありましたが、2015 (平成 27) 年から再び増加傾向に転じました。2016 (平成 28) 年の県内国際結婚の件数は 2003 (平成 15) 年の実績と比べおおよそ半数程度になりましたが、日本人も含めた、静岡県内全体での婚姻件数が減少しているため、県内全体の婚姻数に占める国際結婚の比率は 3.5%前後で推移しています。

また県内の国際結婚を国籍別に見ると、日本人男性がフィリピン人女性と、また日本 人女性がブラジル人男性と結婚する比率がそれぞれ高くなっています。



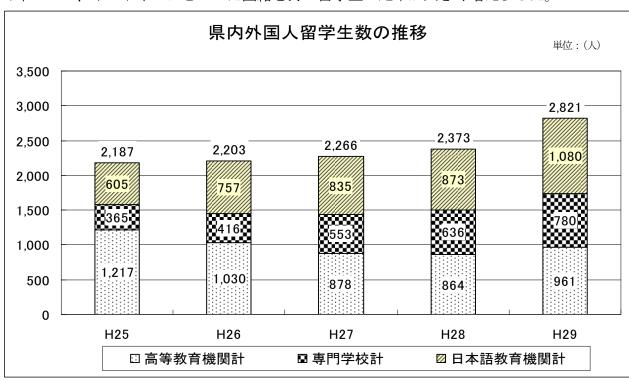


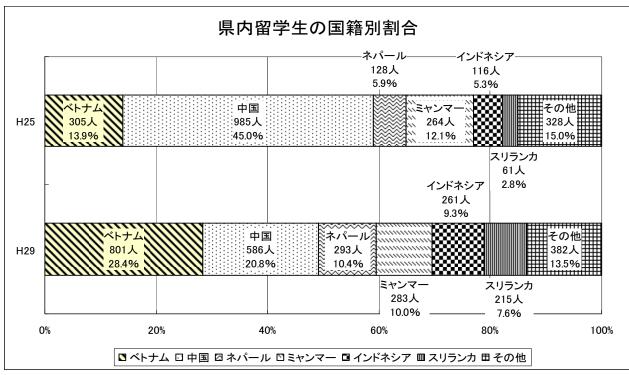


出典:厚生労働省「人口動態調査」 単位:(件)

県内の大学等高等教育機関や専修学校・日本語教育機関に在籍する留学生数は近年増加 傾向にあり、2017(平成29)年は2,821人となりました。

これらを国籍別に分析すると、2013(平成25)年では半数近くを中国国籍の留学生が占めていましたが、2017(平成29)年ではその割合が大幅に減少し、ベトナムやネパール、ミャンマー、インドネシアといった国籍を持つ留学生の比率が大きく増えました。





(資料)文化・観光部総合教育局大学課調査 各年5月1日現在

2 静岡県多文化共生基礎調査結果(概要)

(1)調査の概要

今後の多文化共生意識普及施策及び平成29年度に見直し予定の「ふじのくに多文化共生推進基本計画」の基礎資料とするため、外国人及び日本人県民を対象に、多文化共生に関する意識や生活の実態等を調査するためのアンケート調査を平成28年度に実施した。 (調査分析は、公立大学法人静岡文化芸術大学に委託。)

(2) 実施方法

ア 対象者等

調査時期	平成28年8月30日~平成28年9月30日
調査対象者	県内に居住する 16 歳以上の日本人及び外国人
	※外国人は、住民基本台帳人口数1,500人以上の7か国(県内外国人人口の88%)
調査市町	外国人人口上位5市(外国人人口の56%)
	※磐田市は同様の調査を平成27年度実施のため除く
	【西部】浜松市、掛川市【中部】静岡市【東部】富士市、沼津市
抽出方法	対象市に対し、住民基本台帳から国籍別に無作為抽出を依頼。

イ 抽出数、回答状況等

市名	ブラジ	フィリ	中国	韓国	ペルー	ベトナム	インド	外国	日本人
	ル	ピン		又			ネシア	人計	
				は朝					
				鮮					
浜松市	1, 423	463	369	85	165	153	140	2, 798	767
静岡市	93	172	307	102	11	52	63	800	685
掛川市	251	106	96	6	18	7	19	503	111
富士市	201	114	117	30	34	19	16	531	245
沼津市	32	145	111	27	22	19	12	368	192
県内計	2,000	1,000	1,000	250	250	250	250	5,000	2,000
有効数	1, 953	983	974	250	244	241	233	4,878	1, 991
回収数	501	208	253	61	60	44	70	1, 197	879
回収率(%)	25. 7	21. 2	26.0	24. 4	24.6	18.3	30.0	24. 5	44. 1

(3)調査結果の特徴

ア 日本人調査

- ◎多文化共生に関わること
- ・外国に住んだことがない人が91.8%。
- ・日常生活や仕事で英語を使う機会がほとんどない人が87.4%、仕事で時々使う人は5.6%。
- ・外国人との付き合いがない人が 51.8%、職場での付き合いのある人は 18.1%、友人として付き合う人が 10.4%。
- ・生活する地域で外国人と顔を合わせる機会は、「よくある」が13.2%、「ときどきある」が33.4%。合わせて5割弱が顔を合わせる機会があると回答。
- ・地域で暮らす外国人についての親しみは、「どちらかといえば感じない」が39.7%、「全く感じない」が24.8%、合計64.5%で、親しみを「とてもよく感じる」の4.0%、「どちらかといえば感じる」の27.1%を合わせた数値(31.1%)の2倍以上である。
- ・外国人が自分自身の努力で日本語や日本文化の理解を深めるべきだとする「同化主義」 的な考え方は、「そう思う」が25.7%、「どちらかといえばそう思う」が54.8%で、合計 80.5%。日本の社会にとけこむよう、日本の習慣やルールを学ぶべきだとの意見は91.8%

が同意。その一方、地域参加については賛同する意見は 66.8%だが、地域参加を求めない (あるいは歓迎しない) 者が 30.3%。日本語や日本文化を学ぶ機会について行政が援助すべきとする「社会統合」的な考え方については、81.0%が行政の援助が必要との見解を示している。行政が外国人自身の言語や文化を守れるよう援助すべきとする「多文化主義」的な考え方については、68.2%が日本で暮らす外国人(あるいはその子どもたち)が自らの言語や文化を学ぶことに対する行政の支援を肯定的に捉えている。

- ・多文化共生に向けた行政の取組(複数回答)として選ばれたのは、「行政サービスに関する情報を多言語で提供する」が 66.8%だった。「災害時の緊急放送を多言語で行う」、「病院や診療所での医療通訳を充実させる」、「労働に関する相談や生活相談をしやすいように多言語の通訳を窓口に配置する」、「外国人に対する差別がなくなるように人権意識を啓発する」はいずれも5割前後。
- ・外国人住民増加による影響として、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合計すると、「社会に多様性が生まれる」が 78.8%、「日本固有の文化が損なわれる」は 27.7%。「地域経済の活性化に貢献する」は 55.8%で肯定的意見が多い。「日本人の仕事が奪われる」は 24.3%。「外国文化に触れる機会が増える」は 77.0%が肯定。「治安が悪化する」は肯定的意見が 50.8%、否定的意見が 46.3%で肯定的意見が若干多い。「公立学校の教育水準が下がる」は肯定的意見が 17.5%。

イ 外国人調査

◎日本語と英語の能力

- ・日本語での会話能力では、市役所や病院で自分の希望や他人と会話できるとの回答が53.4%で最多。次いで、買い物のとき、自分の欲しいものを詳しく説明できるが、15.2%。 読む力については、読めないとの回答は10.1%で、「ひらがな付きであれば、市役所や学校からのお知らせが読める」程度以上は61.9%になる。書く力については、26.6%は自分の名前をカタカナで書くことができ、仕事で言われたことや役所の書類を、漢字を入れて書ける人は25.6%。
- ・今後の日本語の学習希望では、47.3%が機会があれば学習したいと回答。とても学習したいという強い学習意欲を持つ者も25.7%で、合計約7割に日本語学習の意志がある。
- ・英語の能力は、できないとの回答が、会話で29.3%、読みで25.0%、書きで27.2%。

◎社会との関わり

・生活に関する情報の入手方法については、SNS、日本語のラジオ・テレビ、同国籍の友人・親戚からの情報の3つが外国人にとって重要な情報入手手段となっており、それぞれ60.5%、58.4%、51.0%。情報収集のツールではスマートフォンをよく使う人が66.4%。

◎日本での生活

- ・自治会への加入では加入が49.9%、未加入が46.6%。
- ・日本人との付き合いでは、職場での関係が最も多く82,3%、あいさつ程度の付き合いが63.0%、友人としての付き合いが61.6%。日本人の知り合いはいないし、付き合ったこともないは、2.4%。
- ・地域で暮らす日本人に対する親しみをとても感じる人は22.4%、どちらかといえば感じるが42.4%。
- ・日本人との相互理解のために外国人が取り組むこととしては、日本語の習得が最も多く71.8%、次いで近隣のルールの理解が65.7%、日本文化の理解が60.1%。
- ・団体や地域の行事への参加では地域の行事が56.9%。
- ・日本での生活の満足度で「とても満足」との回答がとりわけ多いのは、治安 53.1%、医療 34.7%、夫婦関係 32.5%。「どちらかと言えば満足」を含めると、治安 90.7%、生活全般 86.7%、病院での診療や治療 84.0%が満足している。
- ・回答者自身の過去3カ月間の平均月収(税込)は10万円代前半が20.7%で最も多い。 無収入との回答は19.1%いた。世帯全体の過去3カ月間の平均月収(税込)だと、20 万円代前半が13.0%で最多、20万円代後半が12.6%と続いた。50万円以上が10.3%いる一方、およそ4分の1は世帯収入が20万円未満。

- ・母国への送金では、送金はしていない人が55.8%で最多。一方で、日本での貯蓄についても、日本での貯金をしていない人が50.5%で最多。
- ・今後の日本滞在予定では、52.6%が永住予定。一方、わからないとの回答も28.1%。
- ・帰化の意思を持つ者は 38.0%。その理由としては、子どもの将来のためが 21.5%で最 多。日本での生活に便利、就職に有利との回答が、それぞれ 18.9%、16.0%。
- ・被差別意識は、「少しある」が35.8%で最多。「少しある」「よくある」「とてもよくある」 の合計は50.5%。

◎災害(地震、津波、台風等)への備え

- ・災害の備えとしては指定避難所の確認が59.6%、特になしは、20.9%。
- ・静岡県での大規模地震発生の予測を知っているのは84.3%。
- ・外国語や「やさしい日本語」での防災情報発信やガイドブック発行を知っていて活用しているのは18.4%。知らなかったが活用したいが41.3%。

◎現在の仕事

- ・現在の就業形態では、間接雇用が 24.7%。パート・アルバイトの 16.6%と合わせると 全体の 41.3% が非正規雇用。一方、正社員は 22.5%、自営業も 3.9%。
- ・現在の仕事に就く際の情報源は、同国人の友人を通じてが31.3%で最多。家族や親戚を通じても20.5%。
- ・就業期間は1年以上3年未満が35.1%で最も多く、続いて10年以上が19.8%で多い。
- ・1週間の就労時間は40~45時間が34.9%で最も多く、60時間以上働く人も10.0%。
- ・仕事の分野では自動車・バイク関連が37.5%で最多。製造業で全体の7割強を占める。
- ・仕事の内容は生産工程・一般作業が56.4%。

◎これまでの仕事

- ・日本での初職でも、間接雇用が39.0%で多い。初職と現職を比較すると、間接雇用の占める割合は39.0%から24.7%と低下し、直接雇用正社員の割合は15.7%から22.5%と増加。自営業も1.8%から3.9%へ、家事も3.8%から7.5%へと上昇。
- ・初職の就業形態では「生産工程・一般作業」が66.9%で最多だが、現職は56.4%に低下。
- ・来日前の仕事では、「販売・サービス業」が 15.3%で最多。他にも、「生産工程・一般作業」が 13.2%、事務的職業が 12.3%、自営業が 10.5%。

◎健康状態や心配事

- ・現在の健康状態は、良好な人が56.1%。また、10.4%が健康に不安を抱えている。
- ・今後5年間の生活状況の見通しは、「良くなる」と「少し良くなる」の合計が54.4%。

◎行政に望むこと

・市や県に対して望む行政サービスは、「災害時に多言語で緊急放送を行う」39.2%、「外国人差別がなくなるように外国文化理解の機会を設ける」33.0%、「多言語で行政サービス情報を提供する」32.9%、「お金のかからない日本語の学習機会の提供」28.8%、「医療機関での多言語対応」27.1%。

◎配偶者との関係

・配偶者の国籍は、ブラジル 27.7%、日本 26.2%、中国 7.5%、フィリピン 5.4%の順

◎子どものこと、子どもの将来

- ・同居第一子との会話は、「主に日本語」と「主に親の母国語」がほぼ同じ比率。
- ・同居第一子が最もよく話せる言語は「日本語」との回答が19.0%で一番多い。
- ・親が希望する子どもの学歴は、「日本の大学・大学院を卒業」が多く、次に「日本の短期 大学・専門学校を卒業」が多くなっており、日本での教育達成の希望が大きい。
- ・進学に関する課題では、「家計への負担が大きい」といった経済的理由が21.5%で最多。 続いて「子どもの学力が不安」といった課題や、翻訳された日本の進学情報の不足や日本の進学情報へのアクセスの難しさが挙がる。
- ・子どもが将来も日本で生活することを希望する親は 29.8%。一方、「わからない」の回答は 9.1%。希望しない親は 1.6%、無回答は 59.4%。
- ・子どもに将来、日本で就いて欲しい職業は、専門職・管理職が21.5%。事務職が5.0%。

3 静岡県多文化共生推進基本条例

平成20年12月26日 条例第59号

静岡県多文化共生推進基本条例をここに公布する。 静岡県多文化共生推進基本条例

目次

- 第1章 総則(第1条-第5条)
- 第2章 多文化共生推進基本計画(第6条)
- 第3章 多文化共生の推進に関する基本的施策等(第7条-第11条)
- 第4章 静岡県多文化共生審議会(第12条-第17条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、多文化共生の推進に関し、県、県民及び企業その他の民間の団体の 責務を明らかにするとともに、多文化共生の推進に関する施策(以下「多文化共生施策」 という。)の基本となる事項を定めることにより、多文化共生施策の総合的かつ計画的な 推進を図り、もって多文化共生社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「多文化共生」とは、県内に居住する外国人及び日本人が、相 互の理解及び協調の下に、安心して、かつ、快適に暮らすことをいう。

(県の責務)

- 第3条 県は、多文化共生施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、多文化共生施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制を整備する よう努めるものとする。

(県民の責務)

第4条 県民は、地域、職域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において多文化共生を推進するよう努めるものとする。

(民間の団体の責務)

第5条 企業その他の民間の団体は、その事業活動に関し、多文化共生を推進するよう努めるとともに、県又は市町が実施する多文化共生施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 多文化共生推進基本計画

第6条 知事は、多文化共生施策を総合的かつ計画的に実施するため、多文化共生推進基本計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

- 2 基本計画は、多文化共生施策の大綱その他多文化共生施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項について定めるものとする。
- 3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ広く県民の意見を聴くとともに、 静岡県多文化共生審議会に意見を求めるものとする。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第3章 多文化共生の推進に関する基本的施策等

(広報活動)

第7条 県は、多文化共生の推進に関する県民の理解を深めるために必要な広報活動を行うものとする。

(市町との協働)

第8条 県は、多文化共生の推進に関する市町の役割の重要性にかんがみ、地域における 多文化共生の推進に市町と協働して取り組むものとする。

(県民の活動を促進するための支援)

第9条 県は、県民が行う多文化共生の推進に関する活動を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(調査研究)

第10条 県は、多文化共生施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第11条 知事は、毎年、多文化共生施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表 するものとする。

第4章 静岡県多文化共生審議会

(設置及び所掌事務)

- 第12条 県に、静岡県多文化共生審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 基本計画に関し、第6条第3項に規定する意見を述べること。
 - (2) 知事の諮問に応じ、多文化共生の推進に関する基本的施策及び重要事項について調査審議すること。
 - (3) 県の多文化共生施策の実施状況について、知事に意見を述べること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、多文化共生の推進に関する重要事項について、知事に 意見を述べること。

(組織)

第13条 審議会は、知事が任命する委員15人以内で組織する。

(任期)

- **第14条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。 (会長及び副会長)
- 第15条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第16条 審議会の会議(以下「会議」という。)は会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第17条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に 諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 静岡県多文化共生審議会委員名簿

氏 名	役 職 等
○池上 重弘	静岡文化芸術大学 副学長
エフィ・グスティ・ ワフユニ	インドネシア語講師(ムスリム)
加藤 暁子	日本の次世代リーダー養成塾 専務理事兼事務局長
後藤 行宏	沼津商工会議所 副会頭
◎酒井 公夫	(一社)静岡県商工会議所連合会 会長
杉田 廣	富士市一色町 町内会長
清ルミ	常葉大学 外国語学部 教授
高畑 幸	静岡県立大学国際関係学部 准教授
沼野 伸一	磐田市立豊岡中学校 校長
萩田 房夫	NPO法人 国際教育文化協会 理事長
前野 真由美	外国人のための無料健康相談と検診会 実行委員会 事務局長
繆 詩槐	臼井国際産業株式会社 平成24年度ふじのくに留学生親善大使(中国)
山下 メリンダ	フィリピン「Nakama」アドバイザー (フィリピン)
○山本 敏博	浜松商工会議所 副会頭
ヤマモト・ルシア・ エミコ	静岡大学教育学部 准教授 (ブラジル)

(50 音順、敬称略 会長◎、副会長○ 役職等は就任時)

(委員任期は平成29年6月20日から平成31年6月19日まで)

5 計画策定の経過

〇 2016 (平成28) 年度

・アンケート調査の実施 2016 (平成28) 年8月~9月

静岡県多文化共生に関する基礎調査 (日本人調査・外国人調査) 実施

〇 2017 (平成 29) 年度

· 静岡県多文化共生審議会

2017 (平成 29) 年 8月 28日第 18 回 審議会開催2017 (平成 29) 年 11 月 8日第 19 回 審議会開催2018 (平成 30) 年 2月 14 日第 20 回 審議会開催

· 静岡県多文化共生推進本部

2017 (平成 29) 年 8月 9日第1回 推進本部幹事会開催2017 (平成 29) 年 10 月 10 日第2回 推進本部幹事会開催2018 (平成 30) 年 3月 19日第1回 推進本部会議開催

・県民意見募集(パブリックコメント) 2017(平成29)年12月21日~2018(平成30)年1月18日

※ 審議会の開催は、審議会設置からの通算回数としています。

(本文中のアスタリスク付き用語「○○○*」について解説)

あ行

医療ネットしずおか

広域災害救急医療情報システム。休日・夜間の当番医情報や医療・薬局機能情報を提供しているほか、 医療機関や消防機関などの医療に携わる機関に対し、救急医療や災害時における医療資源の情報等を提供しています。

インターネットラジオ

特定のインターネット上のアドレスにアクセスすると自動的に音声が流れる方式により聴取することができるもので、静岡県では県政情報等のお知らせを、ポルトガル語のインターネットラジオにより提供しています。

永住者

在留期間の長さ等を考慮して法務大臣が許可した者に与えられる在留資格です。

永住者の配偶者等

永住者等(「永住者」の在留資格をもって在留する者または特別永住者)の配偶者または永住者等の子として日本で出生した者に与えられる在留資格です。

か行

外国語ボランティアバンク

県の国際的イベント開催時等の案内や災害時における通訳等の役割を担う語学が堪能な県民をボラン ティアとして登録する制度です。

外国人起因交通事故件数

外国人が第1当事者(最初に交通事故に関与した車両等の運転者又は歩行者のうち、この事故における過失が重い者をいい、また、過失が同程度の場合には人身損傷程度が軽い者)となった事故の件数です。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律

技能実習に関し、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う 外国人技能実習機構を設けること等により、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るもので、 平成29年11月1日に施行されました。通称「技能実習法」と呼ばれています。

外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章

外国人労働者を取り巻く課題解決のため、行政、経済団体、企業等が連携、協力して自主的に取り組

む項目等を憲章として取りまとめものです。近県市の愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市が平成20年1月に憲章を策定し、東海地域全域に広げていく目的から、静岡県にも連携して憲章策定との呼びかけがありました。本県では、多文化共生推進基本条例を制定し、審議会による議論を経て、平成23年3月に策定した基本計画の主要目標に位置づけ、平成24年2月23日に当該憲章を策定しました。略して「外国人労働者雇用適正化に関する憲章」とも呼ばれています。

技能実習制度

開発途上国への国際貢献と国際協力を目的として、日本の技術・技能などの習得を支援する制度です。 入国直後の講習期間以外は、実習企業と雇用関係を結び、労働関係法令が適用されます。

キーパーソン

コミュニティの中で特に大きな影響を全体に及ぼす「鍵となる人物」のことをいい、本計画において 特に説明がない場合は外国人コミュニティのキーパーソンを指します。

経済連携協定(EPA)

(EPA : Economic Partnership Agreement)

2つ以上の国(又は地域)の間で、自由貿易協定(FTA: Free Trade Agreement)の要素(物品及びサービス貿易の自由化)に加え、貿易以外の分野、例えば人の移動や投資、政府調達、二国間協力等を含めて締結される包括的な協定をいいます。

刑法犯認知件数

県民等から犯罪被害の届出を受けるなど、警察において犯罪の発生を知り得た事件の件数です。

研修

日本の各機関により受け入れられて行う技能等の習得をする活動に対して与えられる在留資格です。 ただし、技能実習や留学の在留資格に対応する活動は除かれます。

語学指導等を行う外国青年招致

(JET: Japan Exchange and Teaching Programme)

外国青年を日本に招致、地方自治体等が小中高校での外国語教育・自治体での国際業務に活用するプログラムです。職種としては、外国語指導助手(ALT: Assistant Language Teacher)、国際交流員(CIR: Coordinator for International Relations)、スポーツ国際交流員(SEA: Sport Exchange Advisor)があります。

国際人権規約

世界人権宣言の内容を基礎として条約化されたもので、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なものです。日本は昭和54年に批准しました。

さ行

在留資格

外国人が日本に在留する間、一定の活動を行うことができること、あるいは、一定の身分または地位 を有する者としての活動を行うことができることを示す入国管理法上の法的資格のことです。

静岡県多文化共生審議会

条例により設置が決められている審議会で、基本計画及び多文化共生推進施策について議論を行っています。

静岡県多文化共生推進基本条例

外国人集住地域がある県で初めて、多文化共生に関する条例としては宮城県に次いで2例目として平成20年12月に制定されました。関係団体の責務、基本計画の策定、県の基本的施策、審議会の設置が骨子となっています。

しずおかジョブステーション

あらゆる求職者を対象に、就職支援を行う機関であり、東・中・西部の各県民生活センター内に設置 しています。

JICAボランティア制度

独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する制度で、技術と情熱を持つ青年(20 才~39 才)及びシニア(40 才~69 才)を開発途上国に派遣し、現地の人々と同じ生活をしながら、国造りのために協力する草の根レベルのボランティア活動です。

出入国管理及び難民認定法

日本人の出・入国、外国人の日本国在留に関する許可、在留資格制度、難民認定制度等を定める法律です。平成21年7月の法改正により平成22年7月から新しい研修技能実習制度が施行されることになりました。通称「入国管理法」若しくは「入管法」と呼ばれています。

人種差別撤廃条約

差別のない国際社会を築くための実質的な措置の実現を締約国に求める国際条約で、日本は平成7年 に加入しました。

世界の文化と暮らし出前教室

次代を担う子どもの多文化共生理解教育を推進するため、本県が雇用する国際交流員が、県内小中学校・高等学校等へ出張し、母国の文化や暮らしを紹介します。

た行

多言語支援センター

大規模災害が発生した際に、行政機関等が発信する災害情報等を多言語や「やさしい日本語」に翻訳 して情報提供します。広義の多言語支援センターには、平時に機能するものも含まれますが、本計画で は災害時に立ち上げる多言語支援センターのことを指しています。

多文化共生推進協議会

多文化共生の情報共有及び国への要望を実施するために愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、群馬県、 長野県、滋賀県、名古屋市の7県1市により構成された協議会です。

多文化ソーシャルワーカー

外国人県民の抱える生活上の問題について、文化的・社会的背景を踏まえて専門的相談に応じ、関係 機関等に働きかけて課題解決まで一貫して支援する人材です。

定住者

法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者に与えられる在留資格です。 インドシナ難民、条約難民、日系3世、外国人配偶者の実子などがこれにあたります。

特定活動

外交官等の家事使用人やワーキングホリデーなど法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動 に対して与えられる在留資格です。

特別永住者

第二次世界大戦前から日本で生活する朝鮮半島及び台湾出身者及びその子孫に与えられる在留資格です。

な行

南米系外国人学校

南米系在日外国人の子弟のための学校です。静岡県内では、従来の取り扱いを緩和(平成16年4月1日)した外国人学校審査基準の施行を満たして各種学校の認可を受けている学校もありますが、無認可校が大半を占めています。本国の教育制度に準拠している学校が多く、本国政府の認可を受けている学校もあります。

日本人の配偶者等

日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者に与えられる在留資格です。

は行

ふじのくに地域・大学コンソーシアム

本県の高等教育機関、県、市町、その他地域団体等を構成員とする公益社団法人であり、教育研究機能の向上と地域社会の発展に寄与することを目的として設立され、大学間や大学と地域の連携により、教育連携、共同研究、地域貢献などの取組を実施します。

ふじのくに留学生親善大使

県民との交流を通じて県民の異文化理解促進に寄与するとともに、帰国後には本県の魅力を母国の 人々に紹介するなど、本県と母国との友好交流の架け橋として活躍してもらうため、県内大学等に在籍 する留学生を親善大使として委嘱しています。

や行

「やさしい日本語」

普段使われている言葉を、外国人にも分かるように配慮した簡単な日本語のことです。日常的な場面 や身近な話題で使われる日本語を「ある程度」理解できる人が使うレベルです。

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、能力、言語、考え方など、人々が持つ様々な特性や違いを認め合い、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすいように、すべての人に配慮して、建築、施設、製品、環境、情報、社会の仕組み等をデザインしていこうとする考え方です。

ら行

留学

日本の大学、高等専門学校、高等学校若しくは特別支援学校の高等部、中学校若しくは特別支援学校の中学部、小学校若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関して、これらに準ずる機関において教育を受ける活動に与えられる在留資格です。